

## 職員等の旅費に関する条例の概要

### 1 改正の理由

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、職員等の旅費に関する条例の全部を改正するものである。

### 2 条例の概要

#### (1) 第1条及び第2条関係

本条例の目的及び用語の意義について定める。

#### (2) 第3条関係

旅費の支給に関する事項について定める。

#### (3) 第4条関係

旅行命令等に関する事項について定める。

#### (4) 第5条関係

旅行命令等に従わない旅行に関する事項について定める。

#### (5) 第6条関係

旅費の種目について定める。

#### (6) 第7条関係

旅費の計算について定める。

#### (7) 第8条関係

旅費の請求手続に関する事項について定める。

#### (8) 第9条～第17条関係

各旅費種目の内容について定める。

#### (9) 第18条及び第19条関係

退職者等及び遺族の旅費について定める。

#### (10) 第20条関係

旅費の支給額の上限に関する事項について定める。

#### (11) 第21条関係

旅費の調整に関する事項について定める。

#### (12) 第22条及び第23条関係

旅費の特例について定める。

#### (13) 第24条関係

旅費の返納に関する事項について定める。

#### (14) 第25条関係

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を定める。

### 3 施行期日等

#### (1) 附則第1条関係（施行期日）

令和7年4月1日

#### (2) 附則第2条関係（経過措置）

改正後の条例の規定は、施行日以降の旅行命令等について適用し、施行日前の規定による旅行命令等については従前の例による旨などを定める。

#### (3) 附則第3条～第6条関係（他の条例の改正）

本条例の改正に伴う所要の文言整理を行う。

### 【参考】改正の概要

#### (1) 旅費の支給対象の見直し

- 出張の実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。
- 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。

#### (2) 旅費の種目と主な改正内容

旅費種目の名称		定額/実費	旅費種目の内容	主な改正内容
交通費	鉄道賃	実費	交通費（鉄道）	・内国旅行における特急料金の支給について、現行の距離制限（片道100km以上）を廃止 ・鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする
	船賃	実費	交通費（船舶）	・船舶の利用に必要な費用を支給対象とする
	航空賃	実費	交通費（航空機）	・航空機の利用に必要な座席指定料金及び費用を支給対象とする
	その他の交通費 [現行：車賃]	実費 [現行：一部定額]	交通費（上記以外）	・内国旅行における定額（37円/km）を廃止し、実費支給方式に変更
宿泊費等	宿泊費 [現行：宿泊料]	実費 [現行：定額]	旅行中の宿泊に要する費用	・定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更
	包括宿泊費 [新設]	実費	パック旅行に要する費用	・新設
	宿泊手当 [現行：日当]	定額	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための費用	・構成要素から昼食代・目的地内の交通費を除く ・夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う旅行に支給
その他の種目	渡航雑費 [現行：旅行雑費]	実費	外国旅行に要する雑費	・従来定額支給されていた[支度料]を統合し、渡航に必要な最小限の準備経費について支給
	死亡手当	定額	職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用	

### **(3) 市費の適正な支出の確保**

- ・ 条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。